

デリバティブの祝日取引制度導入に伴うリスク管理制度に係る制度要綱

2021年6月15日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社は、株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）及び株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）においてデリバティブの祝日取引が導入されることに伴い、祝日取引において発生し得る清算参加者のエクスポージャーの拡大に対応するためのリスク管理制度を導入する¹。

祝日取引は、OSE及びTOCOMにおいて祝日取引が実施される日（以下「祝日等」という。）において、祝日等の前営業日の夜間立会と同様に、祝日等においては、差金・代金等の授受並びに取引証拠金所要額の更新は行わない方式とすることから、FMI原則等により要請されるカレント・エクスポージャーの累積の抑制を図るべく、祝日等に先立って取引証拠金所要額を事前に割増する制度を設ける。

また、ゴールデン・ウィーク等の連続する祝日においては複数日連続して祝日取引が行われる予定であることから、特に連続する祝日におけるエクスポージャーの過剰な累積を抑制するため、清算参加者のエクスポージャーが預託された取引証拠金所要額等の担保を上回る状況となった場合には、担保の追加預託あるいはリスクを削減する取引を求め、これが時限までに行われなかった場合には、当該清算参加者の祝日取引に係る債務引受停止措置を行うことのできる祝日清算参加者モニタリング制度を設ける。

¹ OSEにおいて、祝日取引制度に係る詳細な検討を行うため、昨年、市場参加者で構成する「デリバティブの祝日取引に関するワーキンググループ」が設置され、同年6月にワーキンググループにおける議論の内容を取りまとめた報告書が以下のとおり公表されております。また、OSE及びTOCOMにおける祝日取引制度の詳細につきましては、本日付でOSE及びTOCOMより公表された制度要綱をご参照ください。

<デリバティブの祝日取引に関するワーキンググループ報告書の公表について>

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20200630-01.html>

<デリバティブの祝日取引制度導入について>

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d8/20210615-01.html>

II. 概要

項 目	概 要	備 考
<p>1. 祝日取引に係る清算・決済制度</p> <p>(1) 祝日等において実施する証券取引等清算業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日等においては、当社は、証券取引等清算業務のうちOSE及びTOCOMで祝日取引が行われる上場デリバティブを清算対象取引とした債務引受に関する業務のみを行い、その他の証券取引等清算業務については、現行どおり行わない。 ・ 当社は、OSE及びTOCOMに対して上場デリバティブにおける祝日取引制度の参加を事前に届出した取引参加者の清算参加者（以下「祝日清算参加者」という。）について、当該祝日清算参加者の保持する全ての清算資格を対象に祝日等における債務引受を行う。ただし、祝日取引制度の参加を事前に届出した取引参加者が一の祝日等については祝日取引に非参加である旨をOSE及びTOCOMに対して届出を行った場合、当社は、当該取引参加者の清算参加者に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場デリバティブに係る本制度要綱に記載された以外の業務（清算資格の申請・喪失に係る業務、商品デリバティブの受渡業務等）及び現物清算業務は行わない。また、祝日等は、上場デリバティブ清算資格について喪失申請がされている場合の喪失までの期間及び清算参加者の決済不履行により設定される破綻処理単位期間の日数等の通常営業日により計算される日数にも含めないものとする。 ・ 当社は、祝日清算参加者以外の清算参加者については、祝日等における一切の債務引受を行わない。 ・ OSE及びTOCOMにおいて、参加の届出は取引参加者単位で受け付けられ、当社においては、祝

項 目	概 要	備 考
<p>(2) 祝日取引に係るリスク管理制度の適用対象参加者</p> <p>2. 取引証拠金所要額の事前割増制度</p> <p>(1) 事前割増額の算出方法</p>	<p>ついて、当該祝日等においては祝日清算参加者として取り扱わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引に係る清算約定等の決済の方法については、祝日等の直前の通常営業日（以下「祝日等前営業日」という。）の夜間立会の約定の取扱いと同様とし、上場デリバティブに関して当社が通常営業日において取引日ごとに行う清算値段の決定、差金・代金の授受及び取引証拠金所要額の更新等については、祝日等においては行わないものとする。 ・ 祝日清算参加者に対しては、祝日取引に係るリスク管理制度（2. 取引証拠金所要額の事前割増制度及び3. 祝日清算参加者モニタリング制度）を適用する。 ・ 祝日清算参加者の区分口座毎の取引証拠金所要額のうち、SPAN®（Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法）により計算したSPAN 証拠金額に対して、来る祝日等において祝日取引が行われる日数及び清算対象取引に応じて当社が定める割合を乗算した額を、祝日清算参加者の金融商品取引法の管轄下となるOSEの上場商品に係る建玉等を管理する全ての区分口座（以下「OSE区分口座」という。）及び商品先物取引法の管轄下となるTOCOMの上場商品に係る建玉等を管理する全ての区分口 	<p>日清算参加者の保持する全ての清算資格を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間立会の取引に係る清算約定は、OSE及びTOCOMにおいて翌通常営業日を取引日とする取引として、翌通常営業日の日中立会の取引とあわせて決済される。 ・ 当社が定める割合については、現状、1日の祝日等:30%、2日連続する祝日等:45%、3日連続する祝日等:60%を現状予定。ただし、今後の各商品のマーケット状況等を基に必要に応じて見直しを

項 目	概 要	備 考
<p>(2) 事前割増額の適用方法</p>	<p>座（以下「TOCOM区分口座」という。）について、それぞれ合計した額を取引証拠金所要額の事前割増額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日等前営業日の前日に祝日清算参加者に預託を求める取引証拠金所要額において計算されたSPAN証拠金額について、(1)の方法により算出した事前割増額を、祝日清算参加者の金融商品取引法管轄下及び商品先物取引法管轄下の自己分の取引証拠金所要額にそれぞれ加算して適用する。 ・ ただし、祝日清算参加者において、一の顧客が祝日取引を行わないことを理由に当該顧客を取引証拠金の事前割増制度の対象外とすることを希望する場合、当該祝日清算参加者が当該顧客に対して祝日取引が行えない必要の体制整備や措置を行っている旨を当社に申請し、当社がこれを認めた場合には、当該顧客に係る区分口座については取引証拠金の事前割増制度の対象外とすることができる。 	<p>行い、2021年末頃を目途に開始時に適用する割合を公表予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金の事前割増制度の対象外とする方法の概要については参考1参照。 ・ OSE及びTOCOMに対しても必要の申請等を行い、申請が認められた場合には、当該顧客に対して発注抑止の措置が行われる予定。
<p>(3) 事前割増額の預託方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前割増額を含めた祝日清算参加者の自己分の取引証拠金の預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日（算出日）の翌日（祝日等前営業日）の午前11時までに預託を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保預託等の取扱いについては、現在の取引証拠金の預託と同様。

項 目	概 要	備 考
<p>(4) その他</p> <p>3. 祝日清算参加者モニタリング制度</p> <p>(1) 祝日清算参加者モニタリングの指標</p> <p>(2) 祝日清算参加者モニタリングにおけるリスク過大性の判定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事前割増額は、各清算資格の清算基金所要額の基準PML額の計算における取引証拠金所要相当額及び按分基礎IM額に含めないものとする。 祝日等において、祝日清算参加者のOSE区分口座及びTOCOM区分口座のそれぞれについて、次に定義する「リスク／担保比率」のモニタリングを行う。 <p>リスク／担保比率＝</p> $\frac{\text{祝日清算参加者のリスク額（自己口座のリスク額 + 委託口座の預託担保超過リスク額合計）}}{\text{祝日清算参加者の担保等（自己の取引証拠金預託額+保持する清算資格の清算基金預託額合計）}}$ <ul style="list-style-type: none"> 連続する祝日等においては、当社の定める判定時刻において、祝日清算参加者のOSE区分口座及びTOCOM区分口座いずれかの「リスク／担保比率」が100%以上となり、かつ、当該比率が100%を下回るための担保等の額（以下「追加預託必要額」という。）が各区分口座に係る祝日取引準備金の額（4.（2）参照）を上回った場合には、当社は、当該祝日清算参加者のリスクが過大であるものとし、当該祝日清算参加者に対して、追加預託必要額以上の取引証拠金の預託、又はリスク削減のための取引により、判定が行われた祝日等の翌日の祝日等（以下「翌祝日等」という。）の午前11時までに「リスク／ 	<ul style="list-style-type: none"> 祝日清算参加者は、祝日等において、祝日清算参加者モニタリングに加え、通常営業日と同様に特定先緊急証拠金制度によるモニタリングの対象となる。 当社の判定は16時に行うことを予定。2日連続する祝日等においては1日目の16時、3日連続する祝日等においては1日目及び2日目の16時に判定が行われる。

項 目	概 要	備 考
(3) 追加預託必要額の預託方法	<p>担保比率」が100%を下回るようにする対応（以下「リスク過大性の解消」という。）を行うよう求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日清算参加者が（2）の追加預託必要額以上の取引証拠金の預託を行う場合には、翌祝日等の午前11時まで清算参加者の自己分の取引証拠金として預託することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日等における追加預託必要額の担保預託における通貨・代用有価証券等の種類及びその預託方法については、当社が今後指定・公表する祝日等における担保預託スキームを利用して行えるものに限るものとし、その担保評価等の取扱いとは通常営業日の取引証拠金と同様とする。
(4) リスク過大性の解消がなされなかった場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、一の清算参加者に（2）のリスク過大性の解消を求めた場合において、翌祝日等の午前11時時点において、追加預託が行われず、かつ、当該祝日清算参加者の「リスク／担保比率」が100%を上回っていると当社が認めたときには、当該祝日清算参加者の祝日取引に係るすべての債務引受停止措置を講じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク過大性の解消がなされなかった区分口座（OSE区分口座又はTOCOM区分口座）に関わらず、すべての区分口座に係る祝日取引に係る債務引受を停止する。 ・ 祝日取引に係る債務引受停止となった祝日清算参加者に決済不履行のおそれ等がない場合には、当該

項 目	概 要	備 考
<p>4. 清算参加者の決済不履行時の措置等</p> <p>(1) 祝日等における決済不履行等の場合における措置</p> <p>(2) 祝日清算参加者の祝日取引に係る決済不履行による損失の補填</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、祝日等において祝日清算参加者が清算約定の決済を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときは、当該祝日清算参加者（以下「不履行祝日清算参加者」という。）の債務引受停止等の措置を行い、当該祝日等の翌通常営業日において、他の清算参加者への未決済約定の引継ぎその他必要な整理を行い、損失を確定させるものとする。 ・ 不履行祝日清算参加者が祝日取引に関する決済不履行を発生させたものと当社が認めた場合には、その決済不履行により発生する損失について、上場デリバティブの清算資格ごとに、損失補償制度における損失補償財源の第2順位である第三者による補填において、現在の市場開設者による補填に先行して、市場開設者が拠出する祝日取引準備金により補填を行うものとする。 	<p>祝日清算参加者に係る祝日等の翌通常営業日以降の債務引受は通常どおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として祝日取引が行われた祝日等の翌通常営業日における決済不履行を祝日取引に関する決済不履行とする。 ・ 祝日取引準備金以外の補填の順位等の損失補償制度については、通常清算参加者の破綻と同様。通常決済不履行の場合と祝日等に関する決済不履行の場合の損失補填の順位については参考2参照。

Ⅲ. 実施時期（予定）

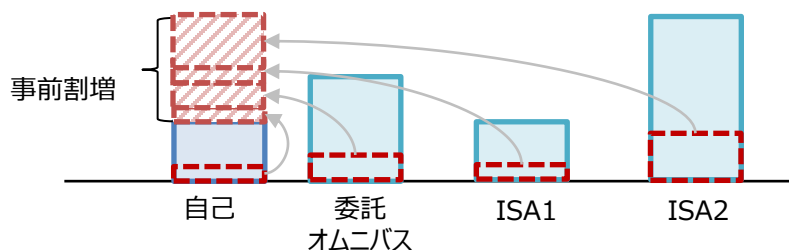
OSE及びTOCOMによる祝日取引制度の導入にあわせて実施する。

以 上

- 取引証拠金の事前割増適用外スキームは、参加者のある特定の「顧客」の取引所における発注・約定及びJSCCにおける債務引受が確実に抑止されていると見なすことのできる仕組みが参加者側で整備され、かつ、参加者（及び「顧客」）が履行することが確認できた場合に、当該「顧客」について事前割増の適用外とすることを可能とするもの
- 具体的には、主に下の要件を満たし所要の書面誓約・手続き等を行った場合に、事前割増の対象外として取り扱うことを予定（詳細等については今後公表予定）
 - ① 事前割増適用外とすることを希望する「顧客」を取引所・JSCCにおいて峻別し、祝日取引が行われないう管理する
※J-GATEのサブ参加者コード及び清算システムのISA口座等において「顧客」を別とし、申請が認められた場合には、当該サブ参加者コードについては、祝日等において発注抑止とすることを想定
 - ② 「顧客」を管理するISA口座等について、祝日取引に係る約定・建玉等の変動が発生していない
※事後的に該当口座について状況チェック等を実施

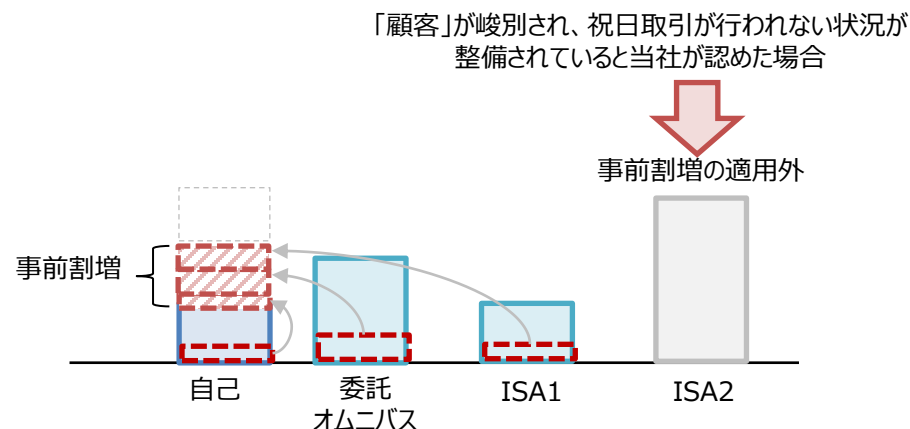
通常の事前割増

- 清算参加者の保持する全ての区分口座に対して事前割増を適用



事前割増適用外スキームが適用された場合

- 申請が認められた口座は事前割増の対象外



現在（2021年3月時点）

通常	
第1順位	破綻参加者の担保
第2順位	市場開設者の負担
第3順位	JSCCの負担
第4順位	生存参加者の清算基金
第5順位	第一特別清算料
第6順位	第二特別清算料
協議	
上記でカバーできない場合	ポジションの期限前終了

祝日取引開始後

	通常	祝日取引準備金を費消する場合
第1順位	破綻参加者の担保※	破綻参加者の担保※
第2順位	市場開設者の負担	市場開設者の祝日取引準備金
第3順位	JSCCの負担	市場開設者の負担
第4順位	生存参加者の清算基金	JSCCの負担
第5順位	第一特別清算料	生存参加者の清算基金
第6順位	第二特別清算料	第一特別清算料
第7順位	-	第二特別清算料
協議		協議
上記でカバーできない場合	ポジションの期限前終了	ポジションの期限前終了

※事前割増された取引証拠金も対象